

次期府中市障害者計画の課題と方向（案）

現計画の評価結果から

- ◆障害者計画は、おおむね計画(目標)通り実施できている。サービス等利用計画を作成する事業所の拡大や自主グループの活動への支援など、一部の事業で課題もある。
- ◆障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)は、計画量(80%)以上確保できている事業が多い。自立生活援助、自立訓練(機能訓練)など、目標値を下回っている事業がある。

アンケート調査から

【18歳以上調査】

- ◆身体障害者は7割が65歳以上、知的障害者は7割が18～39歳、精神障害者は40～64歳が5割以上、難病患者は40～64歳が4割以上で最も多い。
- ◆障害福祉サービスについて、補装具・日常生活用具費の支給、相談支援、日中活動系などのサービスが利用されている。今後は、相談支援、短期入所、移動支援、訪問系サービス、居住系サービスなどのニーズがある。
- ◆就労について、収入、通勤、人間関係、不安定な雇用形態などに対する不安がある。障害や健康状態にあわせた働き方や障害者に適した仕事などが望まれている。
- ◆相談について、相談できる人がいない人も1割程度いる。
- ◆成年後見人について、契約手続や預貯金管理などが期待されている。利用促進のため周知・啓発が必要と考えられている。
- ◆災害時について、避難行動、障害者に配慮した避難所の有無、避難所生活、医療の継続などに不安がある。
- ◆医療について、医療費や交通費、退院後の収入など、経済的な不安がある。
- ◆地域共生について、障害や疾病の特性への理解と本人の意思を尊重した合理的配慮が求められている。
- ◆充実を望む施策は、相談、働く場の確保、在宅生活支援サービス、グループホームなどである。

【18歳未満調査】

- ◆身体障害者と知的障害者は約4割が学齢期、精神障害者は約6割が中学校卒業後～17歳、児童通所・障害福祉サービス利用者は乳幼児期が4割台で最も多い。
- ◆子どもの育ちや発達が初めて気になった時期は、就学前が約9割で、ほとんどの人が、どこ(誰)かに相談している。相談先は家族・親族、保育園・幼稚園・学校が多いが、医療機関や同じ状況の子どもがいる人、友人・知人、子ども発達支援センターあゆの子、都立の療育機関、市役所などにも相談している。
- ◆子どもの育ちや発達について、教育・保健・医療・福祉の連携強化、乳幼児期からの一貫した支援が求められている。
- ◆子どもが医療・医療的ケアを実施するにあたっての困りごとは、成人後に受診できる医療機関の有無、通院のための移動などである。

【障害福祉サービス事業所調査】

- ◆事業所運営について、人材確保と育成、報酬などが課題である。災害時に協力できることは、在宅サービス利用者への安否確認、在宅の災害時要援護者の避難支援、福祉避難所としての活用などである。府中市の障害福祉サービスの充実に向けて必要なことは、緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備、人材確保のための取り組み、専門職の育成・確保のための各種支援策などである。

現状データから

- ◆高齢化率の上昇
- ◆障害者手帳所持者数の増加
- ◆難病患者(特殊疾病認定患者)数の増加
- ◆障害福祉サービスの利用件数、利用者数の増加(訪問系、日中活動系、居住系)
- ◆地域生活支援事業の利用件数、利用者数の増加(日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター)
- ◆障害児サービスの提供量と利用者数の増加(放課後デイサービス、児童発達支援)
- ◆発達相談件数の増加

第6次府中市総合計画(後期基本計画)

【都市像】

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち
～みどり・文化・にぎわいのある
洗練された都市を目指して～

【基本目標】

1. 人と人が支え合い幸せを感じるまち(健康・福祉)
2. 安全で快適に暮らせる持続可能なまち(生活・環境)
3. 人とコミュニティをはぐむ文化のまち(文化・学習)
4. 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち(都市基盤・産業)

国の動向

- 障害者基本法の改正(平成23年8月施行)
- 障害者虐待防止法(平成24年10月施行)
- 障害者優先調達推進法(平成25年4月施行)
- 精神保健福祉法の改正(平成26年4月施行)
- 障害者雇用促進法の改正(平成28年4月施行)
- 障害者差別解消法(平成28年4月施行)
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)
- 発達障害者支援法の一部改正(平成28年8月施行)
- 第四次障害者基本計画(平成30年3月)
 - 1.安全・安心な生活環境の整備/2.情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実/3.防災、防犯等の推進/4.差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止/5.自立した生活の支援・意思決定支援の推進/6.保健・医療の推進/7.行政等における配慮の充実/8.雇用・就業、経済的自立の支援/9.教育の振興/10.文化芸術活動・スポーツ等の振興/11.国際社会での協力・連携の推進
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正(平成30年4月施行)
- 地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正(平成30年4月施行)
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年6月施行)

次期計画に向けた課題

- ◎地域共生社会に対する市民の理解促進
- ◎団体の活動支援
- ◎事業所の人材確保と育成支援
- ◎情報提供・相談の充実、意思決定支援
- ◎成年後見制度の利用促進(周知・啓発)
- ◎障害者のニーズに対応したサービスの充実、地域包括ケアシステムの検討
- ◎日中活動支援や居場所づくりなど地域生活支援
- ◎災害時における避難行動の支援、障害者に配慮した避難所生活の支援
- ◎社会参加に向けた合理的配慮
- ◎就労支援と就労定着
- ◎生涯学習・文化芸術活動・スポーツ機会の確保
- ◎権利擁護(障害者差別解消、虐待防止、成年後見)
- ◎子どもの育ちや発達に関する関係機関の連携強化、乳幼児期からの一貫した相談・支援
- ◎インクルーシブ教育

次期の府中市障害者計画の方向

1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

※現計画の4と5を統合

- 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- バリアフリーの推進
- 地域における見守り・支え合いの推進
- 地域の福祉人材の確保
- 障害者福祉団体の活動支援及び協働
- 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

2 障害等のある人の社会参加の推進

- 地域活動及び社会活動への参加促進
- 生涯学習の充実
- 文化芸術活動への参加・スポーツ機会の確保
- 就労への支援(就労支援センターの拡充を含む)

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 障害者に対する差別の解消
- 虐待防止
- 成年後見制度利用促進

4 情報提供と相談支援機能の充実による意思決定支援

- 相談支援ネットワークの構築(新:基幹相談支援センター、児童発達支援センター含む)
- 「すべての障害のある人」に向けた相談支援
- 情報提供体制の充実

5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討(新)
- 在宅サービスの充実
- 安心して住める環境づくり
- 保健・医療との連携促進
- 災害時の支援体制の構築と避難所の確保
- 防犯対策

6 障害等のある児童への支援の充実 ※現計画3の(4)を格上げ

- 障害等への理解・啓発
- 福祉型児童発達支援センターの整備(新) ※療育体制の充実
- ともに学ぶ機会(インクルーシブ教育)の充実
- 保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化
- 放課後活動の充実
- 切れ目のない支援体制の構築 ※事業から格上げ
- 家族等への支援

7 推進体制

- 評価、点検、推進(障害者計画推進協議会、自立支援協議会)
- 当事者、家族及び支援者のネットワーク